

交通政策審議会第 94 回港湾分科会に係る港湾計画に対する環境省意見

尼崎西宮芦屋港港湾計画の改訂について、埋立て等に伴う直接改変による自然環境への影響が懸念される。

このため、計画の具体化に当たっては、関係機関等とも調整を図りつつ、以下の点について十分配慮されるよう、港湾管理者に伝達されたい。

[尼崎西宮芦屋港港湾計画（改訂）]

本港湾区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）で定める瀬戸内海に位置しており、瀬戸内海における埋立ては、「瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について（答申）」（昭和 49 年 5 月 9 日瀬環審第 12 号。以下「基本方針」という。）において、厳に抑制すべきであるとされている。

今回の港湾計画の改訂においては、埠頭用地等の埋立地の造成に加え、航路・泊地の整備が計画され、浚渫土砂の発生が見込まれている。本新規計画の実施に当たっては、基本方針の趣旨を踏まえ、浚渫等により発生する埋立土砂等を極力削減し、埋立面積の低減を図るとともに、新規計画により発生する埋立て後の未利用地の利用に優先して新たな埋立てが行われることのないよう、関係機関等に対し、情報提供等必要な措置を講ずるとともに、瀬戸内海における新たな埋立てを可能な限り回避するよう、今後も努められたい。

また、埋立に使用する埋立土砂には、発生する浚渫土砂を最大限使用するとともに、浚渫土砂以外の土砂を埋め立てに使用する場合には、可能な限り土砂の採取等による環境影響を最小限に抑えるよう努められたい。

加えて、「瀬戸内海環境保全基本計画」（令和 4 年 2 月閣議決定）にも記載されているとおり、水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、施工性及び経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等により、環境影響を極力低減するよう努められたい。